

募集要項等に関する質問と回答

No	資料名等	項目	該当箇所						質問	回答
			頁	1	(1)	ア	①			
1	募集要項	建物除却に伴う 他設備の扱いについて	3		(3)	オ		今回の事業内で決定している除去する既存物を具体的にご指示願います。また、必ず除却するものが決定していない場合は、今回の契約企業が敷地内の植栽等を含め除却内容を決めてよろしいのでしょうか。ご指示願います。	除却の対象は、観光センター（建物内に残置されている物品等を含む）及びトイレです。当該建物以外の植栽等については、新たに建設する建物との調和等の観点により、事業者の提案においてご判断ください。	
2	募集要項	必要書類について	3		(3)	オ		解体費を算出するため、既存建物の図面（意匠図・構造図・電気設備図・機械設備図）をいただけないでしょうか。また、その図面内に基礎下の杭や地盤補強など、地中内も分かる図面がない場合、現状で現地を調査しても確認できないため、杭等があるとわかった時点で費用を含め、別途御協議でよろしいでしょうか。	本市で保管している図面等については、全て貸出します。当該図面等で確認できない内容については、別途御協議にて対応を検討します。	
3	募集要項		4		(1)			仮設計画図の作成に当たり、最新の配置図のCADデータをいただけますでしょうか。	当方で保管しているCADデータをご提供します。	
4	募集要項		4		(2)	ア		敷地内設備インフラの現況図データはCADデータ等で提供頂けますでしょうか。	当方で保管しているCADデータをご提供します。	
5	募集要項							確認申請は相模原市と民間審査機関どちらでもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
6	募集要項		2		(6)	ア		神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例について、協議は必要であるが、最低限条例を満たしていれば、今回の契約企業の判断での対応でよろしいでしょうか。全項目適合させる必要はないと考えてよろしいでしょうか。	具体的な対応については、施設計画の内容に応じて、事前協議を踏まえ、事業者においてご判断ください。	
7	募集要項	参加資格要件	6	2	(2)		①	相模原市競争入札参加資格について、構成企業の1社が有していれば問題ないか確認したい。	原則として、すべての構成企業が入札参加資格を有していることとします。	
8	募集要項	公募の内容	9	3	(3)		⑥	2階部分に飲食事業者を入れる場合、運営企業のグループ会社による出店をすることは可能か。その場合は転貸にあたるのか確認したい。 また、「にぎわい」創出のためにイベント企画をする際、本件土地の一部をイベント出店者に貸出し、ポップアップストアやキッチンカーなどを誘致し、出店料を事業者の売上とすることは可能か確認したい。	運営企業のグループ会社による出店であれば、問題ありません。イベント企画における本件土地の一部貸し出しについては、にぎわい創出のために実施するものであれば可能です。	
9	募集要項	公募の内容	9	3	(3)		⑥	2階部分に飲食事業者を入れる場合、本施設の魅力向上や利用者満足度を上げるために、業態の異なる2つのテナントを入れることは可能か確認したい。	問題ありません。	
10	募集要項	公募の内容	10	3	(4)	イ		インフレ・デフレによる「一定の範囲を超える物価変動に伴うもの」については、どの程度の物価変動の場合に対象となるかのラインを確認したい。	原則として、市の負担上限額の範囲内で対応することを想定していますが、著しい物価変動が生じた場合等詳細については、必要に応じて協議により決定します。	
11	募集要項	各業務の要件	15	4	(3)	ア		特産品販売所の冷凍・冷蔵設備など、販売に付随する設備については、事業者側で揃える必要があるのかを確認したい。 既存のものを転用して相模原市で用意していただけるものか。e-バイク本体についても同様に確認したい。	販売に付随する設備及びe-バイク本体については、事業者側で揃えていただく必要はありません（販売に付随する設備については、既存のものを転用することを想定しています。）ただし、空調設備については、整備の対象です。	
12	募集要項	総則	2	1	(2)			本施設での休憩ニーズに応え、施設利用シーンを増やすため1階店内部分で2階飲食店舗の食品販売をするスペースを計画することは可能か確認したい。	レイアウトについては、募集要項記載事項を満たした上で、事業者の提案によるものとします。	
13	募集要項	総則	2	1	(2)			上記内容が不可の場合、1階部分での食品販売は可能かもしくは、店舗とは別に敷地内に軽飲食を物販販売することは可能か確認したい。	レイアウトについては、募集要項記載事項を満たした上で、事業者の提案によるものとします。	
14	その他							監理技術者は資格を満たせば設計を担当する企業の社員の他に監理業務を協力企業に委託させていただいても宜しいでしょうか。	工事監理を含む実施体制については、関係法令を遵守することを前提として、事業者の提案によるものとします。	
15	その他							市の方で使用予定のエリア内で、建築基準法上の火気使用室はないものと考えてよろしいでしょうか。	火気使用室はありません。	